

群馬県畜産試験場における競争的研究資金等の不正防止計画

平成27年4月1日制定

令和6年8月8日改正

1 目的

畜産試験場は競争的研究資金等を適正に運営管理するため、「群馬県畜産試験場における公的研究費の不正防止に関する基本方針」3の規定により、リスク管理委員会を設置し、不正防止計画を策定・実施する。

2 リスク管理委員会の役割

リスク管理委員会は、不正を発生させる要因がどのような形で存在するか把握し、畜産試験場全体の状況を体系的に整理し評価するとともに、不正を発生させる要因に対応した具体的な不正等防止計画を策定し、実施する。

また、畜産試験場の実態から不正が発生しやすい状況をモニタリングした結果を検証して、不正防止計画の見直しを行う。

3 事務処理の明確化

畜産試験場の研究費は、群馬県財務規則に基づき執行する。

競争的資金については、その事業の定める規定等に基づき執行する。

4 職務権限の明確化

競争的資金に関わる畜産試験場内の職務権限を明確し、その責任体系を畜産試験場内外に周知公表する。また、職務分掌と実態が乖離し責任の所在が曖昧にならないように必要に応じ事務分掌を適切に見直す。

5 コンプライアンス（法令遵守）教育の実施

コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる全ての当該職員に対してコンプライアンス教育を定期的の実施し、不正防止対策の理解促進を図る。

6 啓発活動の実施

コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる全ての当該職員を対象に、コンプライアンス教育の内容を踏まえた啓発活動を定期的の実施し、不正防止に向けた意識づけを行う。

7 行動規範の策定

畜産試験場は、職員の遵守すべき項目として行動規範を定める。

8 内部監査等の実施

畜産試験場長は不正のリスクを最小とするため内部監査員として次長を指名し、毎年定期的に財務情報のチェックを実施する。また、競争的資金等の管理体制の不備について検証する。

内部監査員はリスク管理委員会と定期的に意見交換を行うとともに、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。